第 6 章 医療費等

心身障害者医療費の給付

心身障害者医療費支給制度は、心身に障害がある方の福祉の増進を図ることを目的として、対象者に 医療費の一部負担金を支給します。支給を受けるには登録申請が必要となります。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳 1・2・3 級の方
- (2) 療育手帳A・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神病床への入院費用は対象となりません)
- (4) 65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方 ※なお、(4)については以下と同程度の障害のある方が対象となります。
 - ・身体障害者手帳4級のうち、音声機能又は言語機能障害に該当
 - ・身体障害者手帳下肢障害 4級のうち、1号「両下肢のすべての指を欠くもの」
 - ・身体障害者手帳下肢障害 4 級のうち、3 号「一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの」
 - ・身体障害者手帳下肢障害 4 級のうち、4 号「一下肢の機能の著しい障害」
 - ·精神障害者保健福祉手帳 2 級
 - ・障害基礎年金1・2級

※ 平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに上記に該当する心身障害者となった方は支給の対象となりません。 ※ 特別障害者手当に準じた所得制限があります。

◆支給内容

通院及び入院にかかる健康保険各法の規定による一部負担金(保険診療分)の全額が対象になります。 ただし、保険のきかない医療費や文書料・薬の容器代・差額ベッド代などは対象になりません。また、 他の公費負担医療の給付や健康保険から支給される高額療養費については、その額を支給額から控除し ます。

【参考】

埼玉県内の 200 床以上の医療機関の窓口で受給資格証を提示することにより、「保険外併用療養費の 初診料及び再診料」は免除されます。(医療機関によっては免除されないことがあります。)

◆登録申請

受給資格の登録を申請し、心身障害者医療費受給資格証の交付を受けてください。

【登録申請に必要なもの】

障害の程度がわかるもの(身体障害者手帳など)、健康保険証(もしくは後期高齢者医療被保険者証)、 印鑑(朱肉を使うもの、認印可。申請者ご本人様が氏名を記入しない場合に必要になります。)普通預 金通帳、市町村民税の課税所得額及び控除額等を証明するもの(市外からの転入の場合のみ)

【申請場所】

各区役所保険年金課 福祉医療係

◆受給方法

- (1) 県内の医療機関で受診の場合(現物給付)
 - ・受診の都度、心身障害者医療費受給資格証と健康保険証(もしくは後期高齢者医療被保険者証)等 を医療機関の窓口にご提示ください。

医療費(保険診療の一部負担金の全額)の窓口負担は不要です。※1

- ※1 受診の際に窓口で医療費を支払った場合は、(2)県外の医療機関で受診の場合と同様に償還払いとなります。
- (2) 県外の医療機関で受診の場合(償還払い)
 - ・医療機関の窓口で一旦、医療費をお支払いください。
 - ・診療を受けた翌月以降に、「心身障害者医療費支給申請書」※2と領収書の原本(受診者氏名・診療 点数等が明記されたもの)を受給資格証、健康保険証と併せて、各区役所保険年金課に申請してく ださい。^{※3・4}
 - ・申請された月の翌月末日以降にご登録済みの口座へ医療費を振り込みます。
 - ・電子申請も受け付けております。詳しくはさいたま市のホームページをご覧ください。
 - ※ 2「心身障害者医療費支給申請書」は各区役所や支所、または市民の窓口にあります。また、さいたま市のホー ムページからダウンロードすることもできます。
 - ※3後期高齢者医療制度に加入し、さいたま市から被保険者証を受け取っている方が、市外の医療機関を受診さ れた場合、受給資格証を提示せずに医療機関の窓口で支払った医療費は、受診月の4か月後の月末以降に、 ご登録済みの口座に振り込みますので、医療費支給申請書の提出は不要です。
 - ※ 4 医療費の請求は、医療費を医療機関に支払った日の翌日から起算して 5 年を経過すると時効により申請でき なくなります。

〈窓口〉各区役所保険年金課

西区役所 保険年金課 TEL 620-2655 FAX 620-2768 桜区役所 保険年金課 TEL 856-6165 FAX 856-6278 北区役所 保険年金課 TEL 669-6055 FAX 669-6167 浦和区役所 保険年金課 TEL 829-6127 FAX 829-6234 大宮区役所 保険年金課 TEL 646-3055 FAX 646-3168 南区役所 保険年金課 TEL 844-7165 FAX 844-7278 見沼区役所 保険年金課 TEL 681-6055 FAX 681-6168 緑区役所 保険年金課 TEL 712-1165 FAX 712-1271 中央区役所 保険年金課 TEL 840-6055 FAX 840-6168 岩槻区役所 保険年金課 TEL 790-0157 FAX 790-0268

_____ 自立支援医療の給付(∰ 1 ページ欄外参照)

更生医療の給付

〈窓口〉各区役所支援課(3ページ参照)

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした医療を給付す る制度で、その医療費の一部を公費で負担します(次ページ受給者の費用負担参照)。手術等を受ける 前に、あらかじめご相談ください。なお、医療機関等は管轄自治体が指定しています。

◆対象者

18歳以上で身体障害のある方

◆医療の種別

角膜手術、外耳形成術、関節形成術、心臓手術、血液透析療法、抗 HIV 療法など

◆申請に必要なもの

手帳、健康保険証、医療保険世帯員の市町村民税額を証明する書類、医師の意見書(所定の様式)

育成医療の給付

〈窓口〉保健所、各区役所保健センター(6~7ページ参照)

身体に障害のある児童に対し、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な医療を給付する制度で、その医療費の一部を公費で負担します(以下の受給者の費用負担参照)。なお、医療機関等は管轄自治体が指定しています。

◆対象者

18 歳未満で次のいずれかの障害に該当し、確実な治療効果を期待しうる児童

肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声・言語機能またはそしゃく機能の障害、心臓、 腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓障害、免疫機能障害 ※内臓機能障害によるものについては、内科的 治療のみのものは除きます。

精神通院医療の給付

〈窓口〉各区役所支援課(3ページ参照)

統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかんなどの病気のある方が指定医療機関に通院して治療を受ける医療を給付する制度で、その医療費の一部を公費で負担します(以下の受給者の費用負担参照)。なお、医療機関等は管轄自治体が指定しています。

◆申請に必要なもの

健康保険証、医療保険世帯員の市町村民税額を証明する書類、医師の意見書(所定の様式)※1、2

- ※1 新規申請の方は、精神障害者保健福祉手帳の写しに代えられる場合があります。
- ※2 再認定申請の方は、医師の意見書の提出が2年に1度になります。受給者証の有効期間は1年間のため、再認定申請手続きは毎年必要となりますのでご注意ください。再認定申請は有効期間の終了する3ヶ月前から手続きを行うことができます。受給者証を添えて申請してください。

受給者の費用負担

更生医療、育成医療、精神通院医療のいずれも医療費の原則 1 割を負担することになりますが、「世帯」 (同じ医療保険に加入している家族)の所得等に応じて負担上限月額までの支払いとなります。

なお、一定以上の所得がある世帯については、制度の対象外となる場合があります。

区分	対象となる世帯 (同じ医療保険に加入している 家族を世帯とします)	負担上限月額		
		更生医療・精神通院	育成医療	左記制度受診者のうち 重度かつ継続該当者
生活保護	生活保護世帯		0円	
低所得1	市町村民税非課税世帯で 受給者の収入が80万円以下	2,500 円		
低所得 2	市町村民税非課税世帯で 受給者の収入が80万円超	5,000円		
中間所得層1	市町村民税所得割額が 3万3千円未満	医療保険の 自己負担限度額	5,000円	5,000 円
中間所得層 2	市町村民税所得割が 3万3千円以上23万5千円未満		10,000円	10,000円
一定所得以上	市町村民税所得割が23万5千円以上	自立支援医療費 支給の対象外		20,000円

所得の低い人以外でも、 $<u>継続的に高額な医療費が発生する場合(重度かつ継続)</u>は、上限額(5 千円<math>\sim$ 2 万円)が決められています。

障害児(者)の歯科診療

〈窓口〉各区役所支援課(3ページ参照)

埼玉県では、障害のある方が安心してかかれる地域の相談医として「埼玉県障害者歯科相談医」を指 定しています。(詳しくは https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/dental/d-meibo.html まで)。また、 一般の歯科医院では治療が困難な障害のある方のために、必要に応じて次の県立施設等で治療が受けら れるように紹介を行っています。

施設名	所 在 地	電話番号	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-2218
埼玉県歯科医師会口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210	048-835-3220
埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-6221	0493-62-8944
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見 1996-2	048-574-8211	048-578-5030
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088	048-932-1311
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411	048-467-4127

その他の医療助成

〈窓口〉保健所(6ページ参照) 各区役所保健センター(7ページ参照)

指定難病医療給付

いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定する指定難病にかかって治療している方を対象として医療費 の給付を行っています(一部自己負担があります)。

対象疾病 次表のとおり(341疾病)

- 1 球脊髄性筋萎縮症
- 2 筋萎縮性側索硬化症
- 3 脊髄性筋萎縮症
- 4 原発性側索硬化症
- 5 進行性核上性麻痺
- 6 パーキンソン病
- 7 大脳皮質基底核変性症
- 8 ハンチントン病
- 9 神経有棘赤血球症
- 10 シャルコー・マリー・トゥース病
- 11 重症筋無力症
- 12 先天性筋無力症候群
- 13 多発性硬化症/視神経脊髄炎
- 14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 多巣性運動 ニューロパチー
- 15 封入体筋炎
- 16 クロウ・深瀬症候群
- 17 多系統萎縮症
- 18 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
- 19 ライソゾーム病
- 20 副腎白質ジストロフィー
- 21 ミトコンドリア病
- 22 もやもや病
- 23 プリオン病
- 24 亜急性硬化性全脳炎
- 25 進行性多巣性白質脳症

- 26HTLV 1 関連脊髄症
- 27 特発性基底核石灰化症
- 28 全身性アミロイドーシス
- 29 ウルリッヒ病
- 30 遠位型ミオパチー
- 31 ベスレムミオパチー
- 32 自己貪食空胞性ミオパチー
- 33 シュワルツ・ヤンペル症候群
- 34 神経線維腫症
- 35 天疱瘡
- 36 表皮水疱症
- 37 膿疱性乾癬 (汎発型)
- 38 スティーヴンス・ジョンソン症候群
- 39 中毒性表皮壊死症
- 40 高安動脈炎
- 41 巨細胞性動脈炎
- 42 結節性多発動脈炎
- 43 顕微鏡的多発血管炎
- 44 多発血管炎性肉芽腫症
- 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- 46 悪性関節リウマチ
- 47 バージャー病
- 48 原発性抗リン脂質抗体症候群
- 49 全身性エリテマトーデス
- 50 皮膚筋炎/多発性筋炎
- 51 全身性強皮症

- 52 混合性結合組織病
- 53 シェーグレン症候群
- 54 成人発症スチル病
- 55 再発性多発軟骨炎
- 56 ベーチェット病
- 57 特発性拡張型心筋症
- 58 肥大型心筋症
- 59 拘束型心筋症
- 60 再生不良性貧血
- 61 自己免疫性溶血性貧血
- 62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
- 63 特発性血小板減少性紫斑病
- 64 血栓性血小板減少性紫斑病
- 65 原発性免疫不全症候群
- 66 IgA腎症
- 67 多発性囊胞腎
- 68 黄色靭帯骨化症
- 69後縦靭帯骨化症
- 70 広範脊柱管狭窄症
- 71 特発性大腿骨頭壞死症
- 72 下垂体性ADH 分泌異常症
- 73 下垂体性TSH 分泌亢進症
- 74 下垂体性 PRL 分泌亢進症
- 75 クッシング病
- 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
- 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症

- 78 下垂体前葉機能低下症
- 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
- 80 甲状腺ホルモン不応症
- 81 先天性副腎皮質酵素欠損症
- 82 先天性副腎低形成症
- 83 アジソン病
- 84 サルコイドーシス
- 85 特発性間質性肺炎
- 86 肺動脈性肺高血圧症
- 87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
- 88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- 89 リンパ脈管筋腫症
- 90 網膜色素変性症
- 91 バッド・キアリ症候群
- 92 特発性門脈圧亢進症
- 93 原発性胆汁性胆管炎
- 94 原発性硬化性胆管炎
- 95 自己免疫性肝炎
- 96 クローン病
- 97 潰瘍性大腸炎
- 98 好酸球性消化管疾患
- 99 慢性特発性偽性腸閉塞症
- 100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
- 101 腸管神経節細胞僅少症
- 102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
- 103 CFC 症候群
- 104 コステロ症候群
- 105 チャージ症候群
- 106 クリオピリン関連周期熱症候群
- 107 若年性特発性関節炎
- 108 TNF 受容体関連周期性症候群
- 109 非典型溶血性尿毒症症候群
- 110 ブラウ症候群
- 111 先天性ミオパチー
- 112 マリネスコ・シェーグレン症候群
- 113 筋ジストロフィー
- 114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
- 115 遺伝性周期性四肢麻痺
- 116 アトピー性脊髄炎
- 117 脊髄空洞症
- 118 脊髄髄膜瘤
- 119 アイザックス症候群
- 120 遺伝性ジストニア
- 121 脳内鉄沈着神経変性症
- 122 脳表ヘモジデリン沈着症
- 123 HTRA1 関連脳小血管病
- 124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色 体優性脳動脈症
- 125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺 伝性びまん性白質脳症
- 126 ペリー病
- 127 前頭側頭葉変性症
- 128 ビッカースタッフ脳幹脳炎
- 129 痙攣重積型(二相性)急性脳症
- 130 先天性無痛無汗症
- 131 アレキサンダー病
- 132 先天性核上性球麻痺
- 133 メビウス症候群
- 134 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群

- 135 アイカルディ症候群
- 136 片側巨脳症
- 137 限局性皮質異形成
- 138 神経細胞移動異常症
- 139 先天性大脳白質形成不全症
- 140 ドラベ症候群
- 141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
- 142 ミオクロニー欠神てんかん
- 143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
- 144 レノックス・ガストー症候群
- 145 ウエスト症候群
- 146 大田原症候群
- 147 早期ミオクロニー脳症
- 148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
- 149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
- 150 環状 20 番染色体症候群
- 151 ラスムッセン脳炎
- 152 P C D H 19 関連症候群
- 153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
- 154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてん かん性脳症
- 155 ランドウ・クレフナー症候群
- 156 レット症候群
- 157 スタージ・ウェーバー症候群
- 158 結節性硬化症
- 159 色素性乾皮症
- 160 先天性魚鱗癬
- 161 家族性良性慢性天疱瘡
- 162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
- 163 特発性後天性全身性無汗症
- 164 眼皮膚白皮症
- 165 肥厚性皮膚骨膜症
- 166 弹性線維性仮性黄色腫
- 167 マルファン症候群 / ロイス・ディー ツ症候群
- 168 エーラス・ダンロス症候群
- 169 メンケス病
- 170 オクシピタル・ホーン症候群
- 171 ウィルソン病
- 172 低ホスファターゼ症
- 173 VATER 症候群
- 174 那須・ハコラ病
- 175 ウィーバー症候群
- 176 コフィン・ローリー症候群
- 177 ジュベール症候群関連疾患
- 178 モワット・ウイルソン症候群
- 179 ウィリアムズ症候群
- 180 ATR X 症候群
- 181 クルーゾン症候群
- 182 アペール症候群
- 183 ファイファー症候群
- 184 アントレー・ビクスラー症候群
- 185 コフィン・シリス症候群
- 186 ロスムンド・トムソン症候群
- 187 歌舞伎症候群
- 188 多脾症候群
- 189 無脾症候群
- 190 鰓耳腎症候群 191 ウェルナー症候群

- 192 コケイン症候群
- 193 プラダー・ウィリ症候群
- 194 ソトス症候群
- 195 ヌーナン症候群
- 196 ヤング・シンプソン症候群
- 197 1 p36 欠失症候群
- 198 4 p 欠失症候群
- 199 5 p 欠失症候群
- 201 アンジェルマン症候群
- 202 スミス・マギニス症候群
- 203 22q11.2 欠失症候群
- 204 エマヌエル症候群
- 205 脆弱 X 症候群関連疾患 206 脆弱 X 症候群
- 207 総動脈幹遺残症
- 208 修正大血管転位症
- 209 完全大血管転位症
- 210 単心室症
- 211 左心低形成症候群
- 212 三尖弁閉鎖症
- 213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖
- 214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
- 215 ファロー四徴症
- 216 両大血管右室起始症
- 217 エプスタイン病
- 218 アルポート症候群
- 219 ギャロウェイ・モワト症候群
- 220 急速進行性糸球体腎炎
- 221 抗糸球体基底膜腎炎
- 222 一次性ネフローゼ症候群
- 223 一次性膜性增殖性糸球体腎炎
- 224 紫斑病性腎炎
- 224 亲城附任自久
- 225 先天性腎性尿崩症 226 間質性膀胱炎(ハンナ型)
- 227 オスラー病
- 228 閉塞性細気管支炎
- 229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天
- 性)
- 230 肺胞低換気症候群
- 231 α 1 アンチトリプシン欠乏症
- 232 カーニー複合
- 233 ウォルフラム症候群 234 ペルオキシソーム病(副腎白質ジ
- ストロフィーを除く。)
- 235 副甲状腺機能低下症 236 偽性副甲状腺機能低下症
- 237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
- 238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化
- 239 ビタミン D 依存性くる病 / 骨軟化
- 240 フェニルケトン尿症
- 241 高チロシン血症 1 型
- 242 高チロシン血症 2 型 243 高チロシン血症 3 型
- 244 メープルシロップ尿症

27

- 245 プロピオン酸血症 246 メチルマロン酸血症 性病変)
- 247 イソ吉草酸血症 280 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
- 281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー 248 グルコーストランスポーター 1 欠損症 249 グルタル酸血症 1 型
- 250 グルタル酸血症 2 型
- 251 尿素サイクル異常症
- 252 リジン尿性蛋白不耐症
- 253 先天性葉酸吸収不全
- 254 ポルフィリン症
- 255 複合カルボキシラーゼ欠損症
- 256 筋型糖原病
- 257 肝型糖原病
- 258 ガラクトース -1- リン酸ウリジルト ランスフェラーゼ欠損症
- 259 レシチンコレステロールアシルトラ ンスフェラーゼ欠損症
- 260 シトステロール血症
- 261 タンジール病
- 262 原発性高カイロミクロン血症
- 263 脳腱黄色腫症
- 264 無 β リポタンパク血症
- 265 脂肪萎縮症
- 266 家族性地中海熱
- 267 高 IgD 症候群
- 268 中條・西村症候群
- 269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群
- 270 慢性再発性多発性骨髄炎
- 271 強直性脊椎炎
- 272 進行性骨化性線維異形成症
- 273 肋骨異常を伴う先天性側弯症
- 274 骨形成不全症
- 275 タナトフォリック骨異形成症
- 276 軟骨無形成症
- 277 リンパ管腫症 / ゴーハム病
- 278 巨大リンパ管奇形 (頚部顔面病変)

- 279 巨大静脈奇形 (頚部口腔咽頭びまん

- 282 先天性赤血球形成異常性貧血
- 283 後天性赤芽球癆
- 284 ダイアモンド・ブラックファン貧血
- 285 ファンコニ貧血
- 286 遺伝性鉄芽球性貧血
- 287 エプスタイン症候群
- 288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
- 289 クロンカイト・カナダ症候群
- 290 非特異性多発性小腸潰瘍症
- 291 ヒルシュスプルング病(全結腸型又 は小腸型)
- 292 総排泄腔外反症
- 293 総排泄腔遺残
- 294 先天性横隔膜ヘルニア
- 295 乳幼児肝巨大血管腫
- 296 胆道閉鎖症
- 297 アラジール症候群
- 298 遺伝性膵炎
- 299 嚢胞性線維症
- 300 IgG4 関連疾患
- 301 黄斑ジストロフィー
- 302 レーベル遺伝性視神経症
- 303 アッシャー症候群
- 304 若年発症型両側性感音難聴
- 305 遅発性内リンパ水腫
- 306 好酸球性副鼻腔炎
- 307 カナバン病
- 308 進行性白質脳症
- 309 進行性ミオクローヌスてんかん
- 310 先天異常症候群
- 311 先天性三尖弁狭窄症

- 312 先天性僧帽弁狭窄症
- 313 先天性肺静脈狭窄症
- 314 左肺動脈右肺動脈起始症
- 315 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候 群)/LMX1B関連腎症
- 316 カルニチン回路異常症
- 317 三頭酵素欠損症
- 318 シトリン欠損症
- 319 セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
- 320 先天性グリコシルホスファチジルイ ノシトール(GPI)欠損症
- 321 非ケトーシス型高グリシン血症
- 322 βーケトチオラーゼ欠損症
- 323 芳香族 L アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
- 324 メチルグルタコン酸尿症
- 325 遺伝性自己炎症疾患
- 326 大理石骨病
- 327 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因に よるものに限る。)
- 328 前眼部形成異常
- 329 無虹彩症
- 330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭
- 331 特発性多中心性キャッスルマン病
- 332 膠様滴状角膜ジストロフィー
- 333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
- 334 脳クレアチン欠乏症候群
- 335 ネフロン癆
- 336 家族性低 β リポタンパク血症 1 (ホ モ接合体)
- 337 ホモシスチン尿症
- 338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
- 339 MECP2 重複症候群
- 340 線毛機能不全症候群(カルタゲナー 症候群を含む。)
- 341 TRPV4 異常症

特定疾患医療給付

いわゆる難病のうち、次の疾患にかかって治療している方を対象として医療費の給付を行っています (一部自己負担があります)。

- ○埼玉県単独指定難病
 - 橋本病
 - ・特発性好酸球増多症候群(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副 鼻腔炎を除く)
 - · 原発性骨髓線維症
 - ・溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く)
- ○特定疾患
 - ・スモン
 - ・プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)
 - <平成27年1月1日以降、次の2疾患は新規申請受付を行いません>
 - ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎
 - · 重症急性膵炎

小児慢性特定疾病医療給付

厚生労働省が定める次の慢性疾患にかかって治療している児童又は成年患者を対象とした医療費の給付を行っています(厚生労働省が定める認定基準を満たすことが必要です。また、一部自己負担があります)。

- 1. 悪性新生物 2. 慢性腎疾患 3. 慢性呼吸器疾患 4. 慢性心疾患 5. 内分泌疾患 6. 膠原病
- 7. 糖尿病 8. 先天性代謝異常 9. 血液疾患 10. 免疫疾患 11. 神経・筋疾患 12. 慢性消化器疾患 13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 14. 皮膚疾患 15. 骨系統疾患 16. 脈管系疾患

先天性血液凝固因子欠乏症等

次の疾患にかかって治療している 20 歳以上の方を対象として医療費の給付を行っています。

1. 第 I 因子(フィブリノゲン)欠乏症 2. 第 II 因子(プロトロンビン)欠乏症 3. 第 V 因子(不安定因子)欠乏症 4. 第 VII 因子(安定因子)欠乏症 5. 第 VIII 因子欠乏症(血友病 A) 6. 第 IX 因子欠乏症(血友病 B) 7. 第 X 因子(スチュアートプラウア)欠乏症 8. 第 XI 因子(PTA)欠乏症 9. 第 XII 因子(ヘイグマン因子)欠乏症 10. 第 X III 因子(フィブリン安定化因子)欠乏症 11. von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病 12. 血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症(※年齢制限なし)

特定疾病

厚生労働大臣が指定した特定の病気(人工透析を受けている慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因する HIV 感染)で、高度な治療を長期間受けなければならない場合、1 ヶ月の自己負担が 1 万円(上位所得者は 2 万円)となる制度があります。

なお、後期高齢者医療制度では、1ヶ月の自己負担上限額が一律1万円となります。 詳しくは、加入している医療保険担当まで。